

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・ 促進を図ること」について

	平成22年8月
職業安定局高齢者雇用対策課	(土田 浩史課長)
職業安定局障害者雇用対策課	(山田 雅彦課長)
職業安定局雇用開発課	(水野 知親課長)
職業安定局企画課	(土屋 喜久課長)
職業安定局若年者雇用対策室	(田中 佐智子室長)
職業安定局就労支援室	(川村 徹宏室長)
職業安定局外国人雇用対策課	(野口 尚課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策中目標1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を図ること

（施策小目標2）障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること

（施策小目標3）若年者の雇用の安定・促進を図ること

（施策小目標4）就職困難者等の円滑な就職等を図ること

(予算)

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)			177,606 (173,401)	484,451 (475,640)	37,347
労働保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)			79,134 (72,026)	180,842 (80,655)	121,585

※平成19年度以前は、予算組み替えのため算定困難

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	希望者全員が65歳まで働ける企業の割合（％）（48％以上／平成21年度）	—	33.0	37.0	39.0	44.6
達成率		【－％】	【66％】	【74％】	【85％】	【97％】
2	公共職業安定所における就職率（障害者）（％）（前年度実績以上／平成21年度）	15.5	17.6	17.5	17.1	16.8
達成率		【－％】	【－％】	【－％】	【95％】	【98％】
3	ハローワークの職業紹介により正規雇用に関わったフリーター等の数（万人）（22.7万人／平成21年度）	11.9	24.0	17.2	18.0	25.6
達成率		【－％】	【－％】	【128％】	【79％】	【113％】
4	特定求職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対象者の事業主都合離職割合（％）（当該助成金支給終了から1年後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下／毎年度）	2.1 (4.1)	1.6 (3.7)	1.6 (3.4)	1.5 (3.3)	1.9 (3.5)
達成率		【195％】	【231％】	【2.13％】	【220％】	【184％】
【調査名・資料出所、備考等】						
①指標1						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：「希望者全員が65歳まで働ける企業」は、31人以上（平成20年度までは51人以上）規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、各年度の高年齢者雇用状況報告（毎年6月1日の状況）から把握した。						

なお、目標値に対する実績の把握は、達成時期の翌年度の高年齢者雇用状況報告から（翌年度の6月1日の状況）から把握する。

②指標 2

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：公共職業安定所を通じた就職率である。

平成19年度までは、就職件数を目標としているので、達成率は算定せず

③指標 3 資料出所：職業安定局調べによる。

平成18年度までは、就職件数を目標としているので、達成率は算定せず

④指標 4

資料出所：職業安定局調べによる

備考：特定求職者雇用開発助成金とは、高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行う制度である。

指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。

（指標の分析：有効性の評価）

（1）指標 1 について（高齢者等の雇用の安定・促進関連）

高年齢者等職業安定対策基本方針（平成 21 年厚生労働省告示第 252 号）に基づき、希望者全員が 65 歳まで働ける企業の割合を平成 22 年度末までに 50% とすることを目標としたことを踏まえ、平成 21 年度においてはその割合を 48% とすることを目指し、取組を実施しました。実績については平成 22 年度高年齢者雇用状況報告により把握しますが、平成 21 年度の同報告では、希望者全員が 65 歳まで働ける企業の割合が 44.6% と前年比 5.6 ポイント増加しており、平成 22 年度の同報告においてもさらなる増加が見込まれるため、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できます。

（2）指標 2 について（障害者の雇用の安定・促進関連）

平成 21 年度のハローワークにおける就職率は、現下の厳しい雇用情勢により対前年度比 0.3% ポイント減の 16.8% でした。しかしながら一方で、ハローワークにおける就職件数は過去 2 番目に高い 45,257 件であり、特に、平成 21 年度の下半期においては、厳しかった上半期と比べ、大幅に持ち直しています。またトライアル雇用事業を始めとした他の個別目標は達成していることから（5（2）参照）、トライアル雇用事業等を活用した障害者に対するきめ細やかな職業相談・職業紹介が効果的かつ効率的に実施されたものと考えます。

（3）指標 3 について（若年者の雇用の安定・促進関連）

平成 21 年のフリーター数については、6 年ぶりに増加し、若年者の就職環境は厳しい状況となっています。こうした状況を踏まえ、フリーター等が安定した職業に就くことができるよう支援を行うことは一層重要となっています。平成 21 年度においては、ハローワークにおける職業紹介により約 25.6 万人が正規雇用を実現したところであり、設定目標の 22.7 万人を上回る結果となりました。これは、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等による支援が、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能していると評価できます。

（4）指標 4 について（就職困難者等の円滑な就職支援関連）

特定求職者雇用開発助成金においては、平成 21 年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.9%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合（3.5%）以下となっており、施策目標を上回る効果を出しています。このように、就職困難者等の事業主都合

合による離職率が低く抑えられていることで、就職困難者等の雇用の安定等を図ることに寄与していると考えられます。

(効率性の評価)

(1) 指標1について(高齢者等の雇用の安定・促進関連)

改正高齢法により、事業主に対して、65歳までの雇用確保措置の実施が義務づけられたところですが、その具体的な実施については、労使間合意に基づく事業主の自主的取組が基本となっています。

これを推進していくために、各都道府県労働局及び公共職業安定所による雇用確保措置の実施状況及び企業規模に応じた重点的な指導のほか、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等による技術的な相談・援助や定年引上げ等奨励金の活用による事業主への助成措置を行うにより、事業主の負担を軽減しつつ、自主的な取組を促すことで効率的な事業を行っています。

また、65歳までの雇用基盤の確立と「70歳まで働ける企業」の創出を確実に図るための取組を総合的に推進するため、労働局が事業主団体等に対し、傘下企業への情報、ノウハウの提供及び制度導入の働きかけを行う事業を委託することにより、事業主団体の傘下企業への影響力を活用するなど、効率的に取組を進めています。

(2) 指標2について(障害者の雇用の安定・促進関連)

- トライアル雇用事業においては、前年度と比べ開始者数及び常用雇用移行率が上昇しているにもかかわらず、決算額では前年度を下回っており、障害者就業・生活センター事業でも前年度と比べ就職件数が伸びているものの、1件あたりの費用は低下している所であり、効率的な事業の実施となっています(5(2)参照)。
- また、障害者の「福祉から雇用へ」を進めるため、これまでも雇用・福祉・教育等の関係機関が就労支援に関して連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を一体的に行う「チーム支援」を実施しており、効率的に取り組むことができたものと評価できます

(3) 指標3について(若年者の雇用の安定・促進関連)

フリーターをはじめとする若年者の雇用の安定を促進するためには、①早い段階から職業理解を促進し、学校から職業への円滑な移行を図ること、②フリーター一人ひとりの抱える課題に応じて必要な支援を行い、正規雇用化を図ることが不可欠ですが、①については、学校との密接な連携による高校新卒者等に対する就職支援、②については、フリーター等常用就職支援事業や若年者等トライアル雇用事業など、ハローワークにおいて、フリーターをはじめとする若年者の個々のニーズに応じ、各種就職支援施策を組み合わせ提供できるなど、効率的に取り組むことができたものと評価できます。

(4) 指標4について（就職困難者等の円滑な就職支援関連）

特定求職者雇用開発助成金は、就職困難者の雇い入れにつき、その困難さ度合いに応じて助成率を変更することとしております。そのため必要に応じた負担のみで、指標においては目標を大きく上回る実績を達成することを実現しており、効率的であると言えます。

（今後の方向性）

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

当該施策中目標に係る指標（希望者全員が65歳まで働ける企業の割合）は、平成22年度末までに50%とすることを目標とし、平成25年3月までにさらなる普及に努めることとされています。これらの施策については、当該目標達成に向けて、上記の通り有効・効率的に取り組んでいるところであり、高齢者雇用の安定・促進のために、今後も引き続き継続していく必要があります。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

- 平成21年6月1日現在の民間企業の実雇用率が1.63%となっており、法定雇用率の1.8%を下回っているものの、厳しい雇用情勢の中でも、障害者雇用は進展が見られます。（平成21年障害者雇用状況報告による）法定雇用率の1.8%を下回っているものの、引き続き、法定雇用率の達成に向けた事業主指導を徹底して実施する必要がありますが、その際、実雇用率が大企業に比べて低い水準にある中小企業に対する雇用率達成指導の充実強化を図るとともに、未達成企業を対象とした集団指導を行うなどの取組を着実に実施する必要があります。
- また、精神障害者や発達障害者などの新規求職申込件数が増加していることから、それらの障害特性に応じたきめ細やかな支援の充実を図る必要があります。特に精神障害者については、その新規求職申込件数の増加などを背景として、平成22年度に精神障害者雇用安定奨励金を創設しました。これにより、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場作りを行った事業主に対して、支援を行っています。今後とも引き続き、障害者の雇用の安定・促進に向け、取り組んでいく必要があります。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

上記のとおり、雇用失業情勢の悪化に伴い、若年者の就職環境が厳しくなり安定した雇用の確保が懸念される状況を踏まえ、平成22年度においては、フリーター等が安定した職に就くことを目的とした「フリーター等正規雇用化プラン」の推進などにより、若年者の一層の雇用の安定・促進に向けた取り組みを進める必要があります。

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金については、当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下とすることを施策中目標に係る指標としており、上記のとおり当該目標を

達成したこと、有効性及び効率性の観点から就職困難者の円滑な再就職を図る上で良好に機能している。

しかしながら、昨今の雇用失業情勢の悪化に伴い、中小企業事業主における就職困難者等の新規雇用の意欲の低下が懸念されたため、平成21年度には、中小企業事業主の就職困難者の新規雇用に係る助成金の支給額を増額し、就職困難者等の新規雇用の雇用機会の増大に係る支援の拡充を図ったところであり、今後においても引き続き就職困難者の雇用機会の増大に向けた取り組みを行う必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

・廃止

□見直しの上 (増額/現状維持/□減額)

・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし